

●平成26年度 就学援助実施状況

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法										
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を画面で周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他	ウェブサイトURL	
該当団体数				37	23	11	9	25	15	15	3	1	9	22
静岡県	静岡市	教育委員会事務局学事課	054-354-2532	○	○		○	○	○	○				http://www.city.shizuoka.jp/000_006121.html
静岡県	浜松市	教育委員会 教育総務課	053-457-2406	○		○	○	○		○				http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/somu/shinsei/syugakueniyo/syugakueniyo.html
静岡県	沼津市	教育委員会 学校管理課	055-934-2540				○	○	○					
静岡県	熱海市	学校教育課	0557-86-6556				○							
静岡県	三島市	学校教育課	055-983-2670	○			○	○	○					http://www.city.mishima.shizuoka.jp/ipn000216.html
静岡県	富士宮市	教育委員会 学校教育課	0544-22-1184	○	○		○	○						http://www.city.fujinomiya.shizuoka.jp/citizen/ltb2b0000001jan.html
静岡県	伊東市	教育総務課	0557-32-1912	○			○							http://ito/Office/index?service=directory&DirManage=0&auth=required
静岡県	島田市	教育部 教育総務課	0547-46-5613	○	○	○						○		http://www.city.shimada.shizuoka.jp/kyoiku/syugakuenio.html
静岡県	富士市	学校教育課	0545-55-2868	○	○	○	○		○			○		http://www.city.fuji.shizuoka.jp/kyoiku/c0202/mervo0000005gvy.html
静岡県	磐田市	教育総務課	0538-37-4821	○	○	○	○							http://www.city.iwata.shizuoka.jp/kyoiku/index.html
静岡県	焼津市	教育部 教育総務課	054-662-0512	○	○		○	○						http://www.city.yaizu.lg.jp/k001/inkai/005.html
静岡県	掛川市	学校教育課	0537-21-1156	○			○	○						http://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/life/kosodate/shouchu/syugakuenio.html
静岡県	藤枝市	教育政策課	643-3045		○		○							
静岡県	御殿場市	教育委員会教育部学校教育課	0550-82-4534	○			○		○			○		www.city.gotemba.shizuoka.jp/
静岡県	袋井市	教育委員会教育企画課総務企画係	0538-44-3120	○	○		○							http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/
静岡県	下田市	下田市教育委員会学校教育課	0558-23-3929						○			○		
静岡県	裾野市	教育部教育総務課	055-995-1837	○			○	○						http://www.city.susono.shizuoka.jp/life/ed/syugakuenzyo.php
静岡県	湖西市	教育委員会 教育総務課	053-576-4792									○		
静岡県	伊豆市	教育委員会 学校教育課	0558-83-5470	○	○	○	○		○	○				http://www.city.izu.shizuoka.jp/form1.php?pid=1170
静岡県	御前崎市	教育部教育総務課	0548-63-1128	○			○	○						www.city.omaezaki.shizuoka.jp
静岡県	菊川市	教育総務課	0537-73-1136		○	○	○							
静岡県	伊豆の国市	教育部教育総務課	055-948-1444	○	○				○			○		http://www.city.izunokuni.shizuoka.jp/jakkou/manabi/kyoiku/sho/shochu.html

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法							ウェブサイトURL				
				ア. 教育委員会のホームページに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 授業内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を画面で周知	キ. 教職員向け説明会を実施		ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他		
静岡県	牧之原市	教育総務課	0548-53-2642				○	○							
静岡県	東伊豆町	教育委員会事務局	0557-95-6207	○						○					
静岡県	河津町	河津町教育委員会	0558-34-1117							○			○		
静岡県	南伊豆町	教育委員会	0558-62-0604					○							
静岡県	松崎町	教育委員会事務局	0558-42-3971	○									○		http://www.town.matsuzaki.shizuoka.jp
静岡県	西伊豆町	教育委員会	0558-56-0211	○											http://www.town.nishizu.shizuoka.jp/kakuka/kyouiku/gakko/syukgaku.html
静岡県	函南町	函南町教育委員会 学校教育課	055-979-8121			○	○	○							
静岡県	清水町	こども育成課	055-981-8221	○			○		○				○		www.town.shimizu.shizuoka.jp
静岡県	長泉町	こども育成課	055-989-5529	○	○	○									http://japan.nagaizumi.org
静岡県	小山町	教育委員会こども育成課	0550-76-6122							○					
静岡県	吉田町	教育委員会事務局	0548-33-2151	○			○			○			○		http://www.town.yoshida.shizuoka.jp/kurashi/14.asp
静岡県	川根本町	教育委員会 教育総務課	0547-58-2555							○					
静岡県	森町	学校教育課	0538-85-1112				○	○	○						
静岡県	牧之原市菊川市 学校組合	教育総務課	0548-53-2642				○	○							
静岡県	御前崎市牧之原 市学校組合	教育部教育総務課	0548-63-1128	○			○	○							www.city.omaezaki.shizuoka.jp

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について														ソ又はタの基準（生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの）を使用している場合の、生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			テ（その他）の場合の内容	平成25年度準要保護・準要保護就学援助率						
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ			ツ	テ	倍率	基準額		
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P-T-A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態の悪い者、屋敷、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）	市区町村民税（所得割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの			市区町村民税（均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期	目安額
静岡県	牧之原市	○	○		○		○								○						1.5	課税所得	当該年度	345		10%未満
静岡県	東伊豆町														○				○		2.5	課税所得	前年度	465	基準所得だけでなく地域民生委員の意見書や学校長の意見書など総合的に判断し認定している。	5%未満
静岡県	河津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○						経済的理由で就学が困難であると認められる者	5%未満
静岡県	南伊豆町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												5%未満
静岡県	松崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1.3	その他	当該年度	228		5%未満
静岡県	西伊豆町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												5%未満
静岡県	函南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○		1.3	前） 給与収入（税引き前）	その他	347	教育委員会が特に必要と認める場合	10%未満
静岡県	清水町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.3	前） 給与収入（税引き前）	当該年度	366		5%未満
静岡県	長泉町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.5	前） 給与収入（税引き前）	その他	286		5%未満
静岡県	小山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.3	課税所得	前年度	312		5%未満
静岡県	吉田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.5	課税所得	前年度	345		10%未満
静岡県	川根本町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○						その他、特別な事情により著しく経済的に困窮している。	5%未満
静岡県	森町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												5%未満
静岡県	牧之原市菊川市 学校組合	○	○		○		○								○						1.5	課税所得 給与収入 （税引き前）	当該年度	345		5%未満
静岡県	御前崎市牧之原市 学校組合														○						1.5	前） 給与収入（税引き前）	前年度	308		5%未満

①都道府県	②市町村名	3.平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																				
		維持	上げた	影響なし	検計中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア.他の認定基準に該当するかどうかを確認	イ.学校や教育委員会等で家計等の状況を個別判断	ウ.25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材	ウ.貧困対策に関する向上のための教職員研修	エ.福祉担当部局等と連携した取組	オ.福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ.児童養育施設	ク.対象者への手厚い支援	ケ.その他
	該当団体数	3	1	11	0	3	3	0	1	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡県	静岡市																					
静岡県	浜松市																					
静岡県	沼津市																					
静岡県	熱海市																					
静岡県	三島市																					
静岡県	富士宮市																					
静岡県	伊東市	○					○			○												
静岡県	島田市																					
静岡県	富士市																					
静岡県	磐田市						○															
静岡県	焼津市																					
静岡県	掛川市						○															
静岡県	藤枝市						○															
静岡県	御殿場市						○			○												
静岡県	袋井市	○					○			○												
静岡県	下田市		○																			
静岡県	裾野市																					
静岡県	湖西市						○															
静岡県	伊豆市																					
静岡県	御前崎市																					
静岡県	菊川市						○															
静岡県	伊豆の国市						○		○	○												

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)																				問C 補足事項等				
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2		問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)												
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	ア 他の認定基準に該当するかを確認	イ 学校や教育委員会等で状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への手厚い支援		ケ その他			
	該当団体数	0	0	4	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
静岡県	静岡市					○																				※平成24年度は、本市独自の生活保護の基準額を適用して、所得認定基準を定めたことにより、生活保護基準改正の影響を先んじて受けようとするため、平成24年度に限り、平成23年度以前の生活保護基準を適用して、所得認定基準を定めたこととした。そのほか、有償職を担って就学援助事業について派遣教員制について実施した。
静岡県	浜松市					○																				基準額の特別を要要
静岡県	沼津市																									
静岡県	熱海市																									
静岡県	三島市																									
静岡県	富士宮市																									生活扶助基準の見直しに伴う影響なし。(新基準で要保護から要保護に変更した者なし)
静岡県	伊東市																									
静岡県	島田市																									
静岡県	富士市																									
静岡県	磐田市																									【中予備自立支援型給付事業】「児童扶養手当給付者または同様の所得受給者の付帯」 給付対象児童が保護給付者、保護給付者等制約のない給付対象。 児童扶養手当給付者、児童扶養手当給付者、2年以上の専任職で就業し、児童扶養手当のみ等に支給対象外。
静岡県	焼津市																									
静岡県	掛川市																									
静岡県	藤枝市																									
静岡県	御殿場市																									
静岡県	袋井市																									
静岡県	下田市																									
静岡県	裾野市																									
静岡県	湖西市																									
静岡県	伊豆市																									
静岡県	御前崎市																									
静岡県	菊川市																									
静岡県	伊豆の国市																									

